

旭川医科大学病院国際医療支援センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院国際医療支援センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院国際医療支援センター規程（令和元年旭医大達第87号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（職員） 第4条 センターに、次の職員を置く。 (1) センター長 <u>(2) 副センター長（新設）</u> <u>(3) その他必要な職員</u> 2 センター長は、センター専任の教授又は准教授をもって充てセンターの業務を掌理する。 <u>3 副センター長は、センター長の推薦に基づき病院長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。（新設）</u></p> <p>第5条・第6条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年12月9日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和2年10月22日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 国際医療支援センターに副センター長を置き、もって国際医療支援センターの円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（職員） 第4条 センターに、次の職員を置く。 (1) センター長  <u>(2) その他必要な職員</u> 2 センター長は、センター専任の教授又は准教授をもって充てセンターの業務を掌理する。</p> <p>第5条・第6条（略）</p>